

第2次美作市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)概要版

1. 計画策定の背景

気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、国際的な枠組となるパリ協定が採択され、産業革命以降の世界の気温上昇を2℃未満に抑えることを目標として掲げている。

パリ協定の採択を受け、我が国は地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため2016年5月、「地球温暖化対策計画」を新たに策定し、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減する目標を定めた。部門別の削減目標では、地方公共団体が属する業務その他の部門は2013年度比で40%の削減を求めている。

2. 計画の目的、位置づけ

本計画は、温対法第21条第1項に規定する「地方公共団体実行計画」であり、国の「地球温暖化対策計画」に即して、本市の事務事業より排出される温室効果ガスの把握及び排出抑制を目的として策定するもの(地方公共団体実行計画(事務事業編))である。

また、本市は省エネ法第7条に規定される「特定事業者」であり、エネルギー使用状況の把握や省エネルギー化の推進が義務付けられている。省エネルギー化を推進する取り組みは、地球温暖化対策において重要な位置づけであることから、本計画では「省エネルギー化」と「温室効果ガスの削減」を一体的に実施するものとする。

3. 第2次計画の基本的事項

(1) 計画の期間

- 基準年：2013年度、計画期間：2019年度～2023年度(5年間)

(2) 計画の対象範囲

- 対象施設：美作市が管理する全事務・事業(直接管理施設及び指定管理施設)
- 調査対象ガス：二酸化炭素(CO₂)

4. 基準年(2013年度)の温室効果ガス排出状況

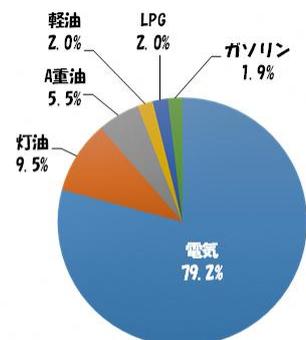
(1) 温室効果ガス排出量

- 基準年(2013年度)温室効果ガス排出量：19,709 t-CO₂

(2) エネルギー使用量・排出量内訳及び排出構成

電気、燃料など排出源ごとの温室効果ガス排出状況では、電気の構成比が全体の79.2%と最も高く、以下、灯油(9.5%)、A重油(5.5%)、軽油(2.0%)、LPG(2.0%)、ガソリン(1.9%)となっている。

項目	活動量	排出量(+CO ₂)	
電気	21,145,235 kWh	15,605	
燃料	灯油	750,357 ℓ	1,868
	A重油	400,481 ℓ	1,085
	LPG	65,045 m ³	388
	ガソリン	159,129 ℓ	369
	軽油	152,258 ℓ	393
合計		19,709	



注)端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

(3) 温室効果ガス排出状況

本市の事務事業における 2017 年度の温室効果ガスの総排出量は 15,300t-CO₂ であり、基準年（2013 年度）比で 22.4%減少している。

項目	温室効果ガス排出量(t-CO ₂)							
	2013年度 (基準年)	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	基準年比 増減量	基準年比 増減率	
電気	15,605	15,163	14,695	12,580	12,168	-3,438	-22.0%	
燃料	灯油	1,868	2,106	2,101	2,132	2,125	257	13.7%
	A重油	1,085	825	556	269	159	-926.7	-85.4%
	LPG	388.3	330.7	344.4	295.4	297.2	-91	-23.5%
	カーボン	369	298	402	314	270	-99	-26.8%
	軽油	393	529	325	305	281	-111	-28.4%
合計	19,709	19,253	18,424	15,895	15,300	-4,409	-22.4%	

注)端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。

5. 温室効果ガス削減目標

本計画の温室効果ガス削減目標には、国の目標（2030 年度に 2013 年度比で約 40%削減）を長期目標とし、本計画の最終年度である 2023 年度において達成すべき短期目標を設定する。

長期目標は、国の地球温暖化対策計画に掲げている地方公共団体が該当する「業務その他部門」は約 40%削減と遜色ない削減目標を設定する。

短期目標は、長期目標を達成するため、本計画の計画期間 5 年間で毎年着実に取り組みを進めていくものとして、設定する。

削減目標		
2013 年度 (基準年度)	2023 年度 (短期目標)	2030 年度 (長期目標)
19,709t-CO ₂	▲24.5%	▲41.6%

6. 目標達成のための具体的な取り組み

(1) 取り組み体系図

取り組み体系図	
1. 施設管理に伴う取り組みの推進	①施設設備の更新等に関する取り組み ②施設設備の運用改善・保守に関する取り組み ③再生可能エネルギー等の導入に関する取り組み
2. 日常業務での取り組みの推進	①省エネルギーに関する取り組み ②公用車に関する取り組み ③水使用に関する取り組み ④ごみの減量に関する取り組み ⑤グリーン購入に関する取り組み
3. その他の温室効果ガスの削減に資する取り組みの推進	①環境負荷の小さい小売電気事業者の選択 ②フロン排出抑制法における簡易定期点検の実施の徹底

取り組み体系図	
	③エネルギーマネジメントシステムの率優先的な導入
	④「COOL CHOICE」の促進
4. 職員の環境保全意識の向上の推進	①環境に関する教育の推進
	②職員への意識啓発の推進

(2) 具体的な取り組み

1.施設管理に伴う取り組み	
① 施設設備の更新等に関する取り組み	<input type="checkbox"/> 更新時期を迎え、効率が低下した熱源機器を、省エネ効果の高い高効率の熱源機器に更新し、熱源エネルギー消費量を削減する。 <input type="checkbox"/> 使用時間の少ない廊下、便所などに人感センサを導入して自動化し、照明電力消費量を削減する。…など
② 施設設備の運用改善・保守に関する取り組み	<input type="checkbox"/> 冷房負荷の大きい夏期に、夜間や早朝の冷たい外気を積極的に取り入れ、冷房負荷を削減する。 <input type="checkbox"/> 照度計により室内照度を測定し、利用用途以上に明るい場合は、照明スイッチによる消灯や照明の間引き等を行う。…など
③ 再生可能エネルギー等の導入に関する取り組み	<input type="checkbox"/> 太陽光発電等の導入 <input type="checkbox"/> 木質バイオマスエネルギー（薪ストーブ）の導入
2.日常業務での取り組み	
① 省エネルギーに関する取り組み	<input type="checkbox"/> 個別にエアコン等が設置されている会議室等、温度設定が可能な部屋では、室内温度は、冷房 28℃、暖房 20℃を目安とする。 <input type="checkbox"/> 始業前、昼休みには、業務に必要な場合を除き消灯する。 <input type="checkbox"/> 湯を沸かすときは、給湯器などのお湯を利用する。 <input type="checkbox"/> 健康に支障のない限り、近くの階は階段を使用し、エレベーターの使用を抑制する。…など
② 公用車に関する取り組み	<input type="checkbox"/> 荷物の積み降ろし等で車を降りる際はエンジンを切る。 <input type="checkbox"/> 燃料消費量と走行距離から燃料を計測し、取り組みの指標とする。…など
3.省資源等の推進	
① 用紙類に関する取り組み	<input type="checkbox"/> 両面コピー・両面印刷を徹底し、用紙の使用量を削減する。 <input type="checkbox"/> コピー機使用後は設定をリセットし、ミスコピーを防止する。…など
② 水使用に関する取り組み	<input type="checkbox"/> トイレ、洗面所等では、水の節水に努める。 <input type="checkbox"/> 節水コマを設置する。…など
③ ごみの減量に関する取り組み	<input type="checkbox"/> 使い捨て製品の使用を避け、詰め替え可能な製品を積極的に購入する。 <input type="checkbox"/> 排出するごみの量を意識し、減量化に努める。…など
④ リーン購入に関する取り組み	<input type="checkbox"/> 物品購入時は、エコマーク等の環境ラベルの表示がある製品を優先的に選択するなど、環境物品の調達（グリーン購入）を徹底する。
4.その他の温室効果ガスの削減に資する取り組みの推進	
① エネルギーマネジメントシステムの率優先的な導入 ② 環境負荷の小さい小売電気事業者の選択 ③ 「COOL CHOICE」の促進 ④ フロン排出抑制法における簡易定期点検の実施の徹底	
5.職員の環境保全意識の向上の推進	
① 環境に関する教育の推進	<input type="checkbox"/> 職員への意識啓発を図るため、地球温暖化対策に係る情報の提供を行うとともに、それぞれの役割のもと資質向上（知識と技能の向上）を図るために、研修を実施する。…など
② 職員への意識啓発の推進	<input type="checkbox"/> 毎年度、取組状況及びエネルギー使用量の調査を実施するとともに、第2次計画の進捗状況を確認し、公表する。…など

7. 目標達成に向けたロードマップ

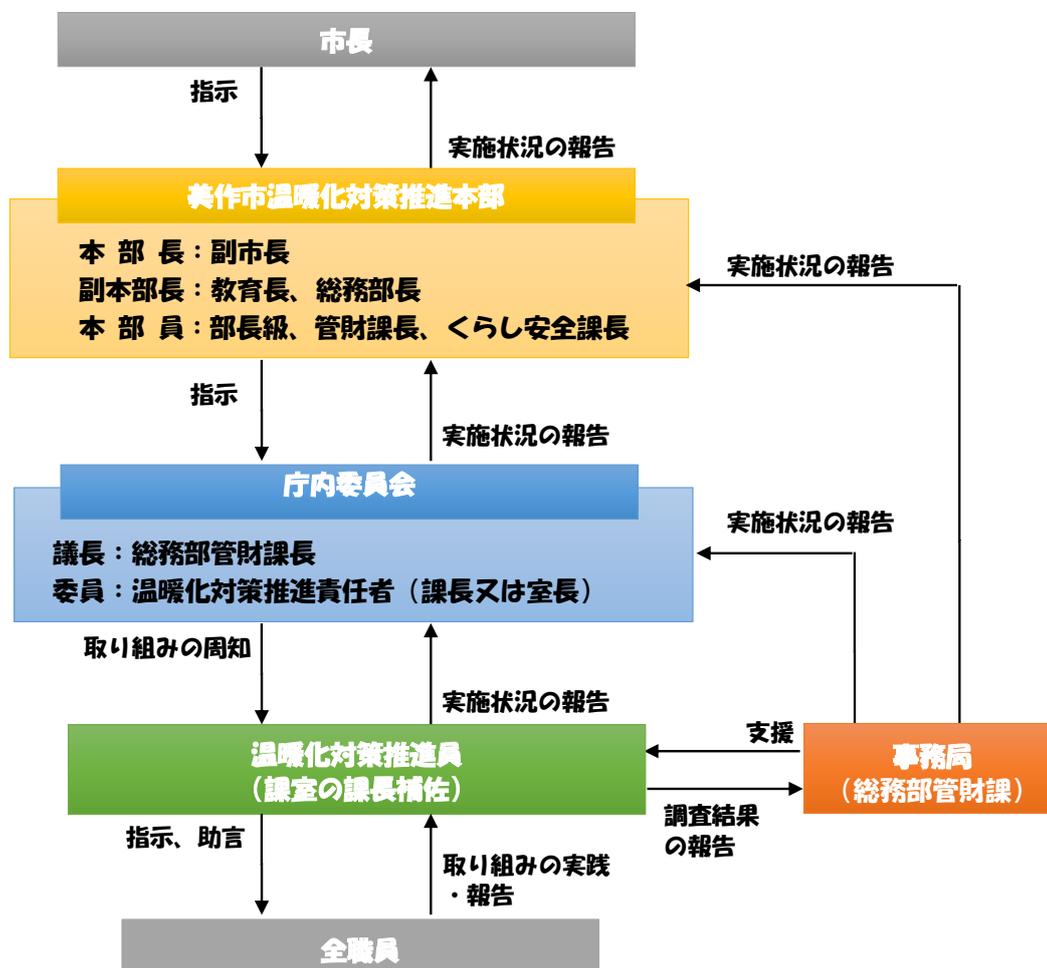
温室効果ガス削減目標達成の実現に向けて、2019年度から2030年度までの期間、以下に示すロードマップに従って重点施策や具体的な取り組みを行う。

削減対策	短期 2019～2023年度		中長期 2024～2030年度
	カーボン・マネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> カーボン・マネジメント体制の推進 毎年度のPDCAによる評価の実施 	
運用改善の実施	<ul style="list-style-type: none"> 各施設で省エネ運用マニュアルを定めて実施 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ診断モデル施設の取り組み等を検証し、全庁的に省エネ対策を実施 	
設備更新の実施	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ診断モデル施設において設備更新を検討 		<ul style="list-style-type: none"> モデル施設の省エネ対策の効果検証を踏まえ、他施設への設備更新を展開

8. 進行管理

(1) 推進体制

本市では、「美作市温暖化対策推進本部」を中心として、「庁内委員会」、「温暖化対策推進員」のもとに継続的な実行計画の評価・改善を行う。



(2) 進行管理の仕組み

●カーボン・マネジメントのPDCAサイクル（推進本部）

Plan (計画)	美作市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定、推進する。
Do (実施)	計画に基づく取り組みの実施を委員会に指示する。
Check (点検)	委員会からの報告をもとに、計画の進捗状況について評価する。
Action (見直し)	点検結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

●計画推進のPDCAサイクル（委員会）

Plan (計画)	美作市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を検討し、温室効果ガスの削減目標などの計画目標を設定する。
Do (実施)	目標達成を目指して取り組み内容を決定し、具体的な取り組みを検討するとともに、実施に向けた調整を行い、推進員に周知する。
Check (点検)	事務局からの報告をもとに計画の進捗状況を総括し、計画における地球温暖化対策の今後の方向性を検討する。
Action (見直し)	今後の課題に対して改善方策を検討し、必要に応じて計画の目標・取り組み内容の見直しを行う。

●年度ごとの取り組み推進のPDCAサイクル（事務局、推進員、全職員）

Plan (計画)	毎年度、当該年度内に実施する取り組みとともに、温室効果ガスの削減目標を設定する。
Do (実施)	目標の達成に向けて、職員一人ひとりが取り組みを実践する。 なお、取り組み結果については記録を徹底する。
Check (点検)	エネルギー使用量などの活動量を毎年度調査、集計し、温室効果ガス排出状況を定量的に把握するとともに、その結果から取り組みの進捗状況を評価し、年次報告としてとりまとめる。
Action (見直し)	年次報告の点検・評価結果を踏まえて改善方策を検討するとともに、次年度の取り組みに反映する。

(3) 取り組み結果の公表

温対法第21条において、毎年1回、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表することが義務付けられており、市のHP等を通じて公表するものとする。

(4) 取り組み結果の公表

本市では環境に関する研修を計画的に実施するとともに、庁内LANの活用により地球温暖化対策等に関する情報を積極的に提供し、地球温暖化防止に向けた、より幅広い取り組みを促進するものとする。

職員に対する取り組み行動の早期定着を促し、状況に応じた対応を図ることを目的とした職員研修を定期的に実施することで、継続的な温室効果ガスの削減を目指すものとする。